

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
行政記録情報等の活用に向けた取組	<p>① 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的を実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。</p> <p>② 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。</p> <p>③ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図る。</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>【第18回企画部会（令和3年9月29日）】</p> <p>＜令和2年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分（令和3年9月29日）＞</p> <p>― 取組状況に対する評価、今後の方向性等 ―</p> <p>行政記録情報等やビッグデータ等の活用は、公的統計の精度向上に資するとともに、報告者の負担を軽減する観点から、今後とも推進していく必要がある。これまでの取組は、行政記録情報等やビッグデータ等の活用を推進する上で先行的な取組であり、評価できるものとする。</p> <p>一方で、行政記録情報等については、情報保護の観点や手続面の煩雑さなどに課題があり、また、ビッグデータについてはどの程度の補完性があるのか、個人情報などの取扱いをどうするか、データに関連する情報の公開が不十分ではないか、などの課題もある。</p> <p>行政記録情報等やビッグデータ等の活用は、次期基本計画の策定に向けた審議の中でも大きなテーマの一つとなる。引き続き、総務省等において、行政記録情報等やビッグデータ等の活用に向けた積極的な検討を集中的に進め、時代のニーズに応じた統計作成を進める必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	-
担当府省の取組状況の概要	<p>① 毎年度、「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。（当該調査のうち、行政記録情報等の統計作成への活用状況の概要については、別添参照）</p> <p>② 行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。税情報については、財務省の協力の下、賃金動向等との関係について分析しているが、制度要因等による影響も大きく、引き続き検討中。</p> <p>③ 毎年実施している「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」により、「報告者の同意を得て行政記録情報を転用している事例」の項目を設け、行政記録情報等の統計作成への活用の実態を把握している。また、令和4年（2022年）2月の統計委員会において、先例となるべき新たな取組として、国税庁の民間給与実態統計調査の回答項目の一部に報告者が保有する給与支払報告書データを活用する事例を報告し、各府省への共有を図った。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p><基本的な考え方></p> <p>i) 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を定期的実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>ii) 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。【内閣府、財務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>iii) 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>
<p>備考(留意点等)</p>	

第1回第4WG資料2

「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告（暫定版）」資料編から抜粋

表3 行政記録情報等を活用している統計調査

府省等	統計調査数	うち 母集団情報の 整備	うち 調査事項 の代替	うち 欠測値補完、 審査での活用 等
内閣府	5	4	1	0
総務省	7(2)	6(2)	0	1
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	1
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	24	14	11	3
農林水産省	11	7	7	0
経済産業省	10(2)	10(2)	2	1
国土交通省	33	31	13	0
環境省	5	4	1	0
計	98(2)	79(2)	35	6

(注1) ()内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

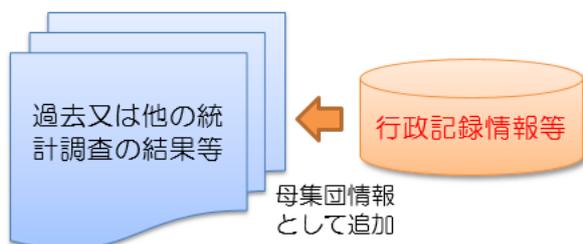
(注2) 統計調査の件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

(参考) 統計調査における行政記録情報等の活用形態

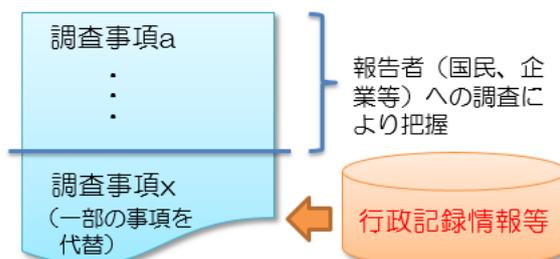
【母集団情報の整備】

例1：



【調査事項の代替】

例3：



例2：



効果

報告者の負担軽減、統計作成の効率化

効果

的確な調査の実施、精度の確保・向上

また、上記 98 統計調査について、活用している行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表 4 のとおりとなっている。

表 4 行政記録情報等の保有機関別の活用状況

行政記録情報等の保有機関別の活用状況	件数
調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用 (x)	40
調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用 (y)	6
地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用 (z)	34
xyzのうち、2つ以上に該当	18
計	98

(注) 件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

第17回企画部会（令和3年8月27日）資料1－2（抜粋）

行政記録情報等の統計作成への 活用状況について

I 行政記録情報等の統計作成への活用状況

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）においては、行政記録情報等の公的統計への活用の一環として、行政記録情報等の統計作成への活用実態を定期的に把握し、各府省に提供することが求められている。
- これを踏まえ、総務省政策統括官（統計制度担当）において、各府省等の協力を得て、行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計や、統計調査における行政記録情報等の活用状況の実態を取りまとめている。
- これらの結果は、総務省ホームページにて公表している。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/seibi.htm

(注)「行政記録情報等」とは、国の行政機関が保有する各種行政記録情報（統計調査によって得られた情報を除く。）や地方公共団体が保有する業務記録情報を指す。具体的には、個別の法令の規定に基づいて為される申請、届出、登録、報告等によって得られる情報や、日々の業務活動（統計調査を除く。）を通じて収集・蓄積される情報が該当する。

I 行政記録情報等の統計作成への活用状況

(把握内容)

I 行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）の概要	II 行政記録情報等を活用している統計調査
<ul style="list-style-type: none">(1) 政府統計コード(2) 統計の名称(3) 作成機関・部局課名(4) 作成目的(5) 作成開始年・年度(6) 作成周期(7) 公表方法 (公表月、HP掲載URL、e-Statへの掲載の有無、e-Statの掲載状況、その他)(8) 主な集計事項・作成指標(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録情報等及びその収集等に関する根拠規定(10) 備考	<ul style="list-style-type: none">(1) 行政記録情報等を活用している統計調査 (政府統計コード、統計調査名、調査実施機関)(2) 活用している行政記録情報等の概要 (行政記録情報等の名称、当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定、保有機関名、備考)(3) 統計調査への活用開始時期(4) 統計調査に活用する際の形態 (母集団情報の整備、調査事項の代替、欠測値補完、審査での活用等、具体的な活用方法)(5) 調査事項の代替による効果 (代替できた調査項目数、報告者数)(6) 活用条件、活用にあたっての制約・留意点

2 業務統計の作成状況等

(令和2年度統計法施行状況報告p141～)

○ 令和2年12月末現在で、行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）として各府省等から報告があったものは、以下のとおり

府省等	件数	例		件数	例
内閣官房	14(1)	一般職国家公務員在職状況統計表 (人事統計報告) 等	財務省	37	財政統計 等
人事院	14(1)	国家公務員給与等実態調査 等	文部科学省	31	公立学校施設実態調査 等
内閣府	6	児童手当事業年報 等	厚生労働省	88	医師・歯科医師・薬剤師統計 等
警察庁	2	犯罪統計 等	農林水産省	37	農業協同組合等現在数統計 等
消費者庁	9	地方消費者行政の現況調査 等	経済産業省	15(4)	石油備蓄の現況 等
総務省	62	住民基本台帳人口移動報告 等	国土交通省	30	道路統計調査 等
法務省	15	出入国管理統計 等	環境省	26(4)	騒音規制法施行状況調査 等
外務省	4	海外邦人援護統計 等	防衛省	13	自衛官の定員および現員 等
			計	398(5)	

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(令和2年度統計法施行状況報告p143～)

○ 統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省等から報告があったものは、以下のとおり

	統計調査数			
	うち 母集団情報の整備	うち 調査事項の代替	うち 欠測値補完、審査での活用	
内閣府	5	4	1	0
総務省	7(2)	6(2)	0	1
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	1
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	27	16	12	3
農林水産省	11	8	6	0
経済産業省	11(2)	11(2)	2	0
国土交通省	33	31	13	0
環境省	5	4	1	0
計	102(2)	83(2)	35	5

(注1) ()内の数値は、共管統計(複数の府省が共同で作成する統計)の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 統計調査の件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(令和2年度統計法施行状況報告p143～)

(参考) 統計調査における行政記録情報等の活用形態

【母集団情報の整備】

例1:



例2:

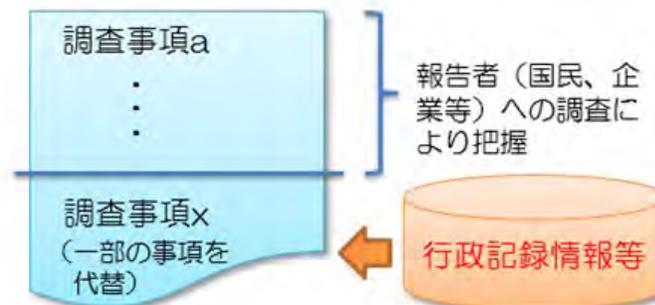


効果

的確な調査の実施、精度の確保・向上

【調査事項の代替】

例3:



効果

報告者の負担軽減、統計作成の効率化

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(1) 母集団情報の整備

行政記録情報等の名称	統計調査名	根拠規定	具体的な活用方法	備考
住民基本台帳	家計消費状況調査等	住民基本台帳法	調査対象の抽出、調査対象世帯名簿の作成	<ul style="list-style-type: none">・閲覧手続や閲覧期間等が自治体によって異なるため、事務手続きが煩雑となるほか、閲覧に手数料を要する場合がある。・調査対象市区町村とは申請前に調整を実施
建設業許可データ、建設業者名簿	法人土地・建物基本調査等	建設業法	母集団情報の整備	
労働保険関係成立届	経済センサス-活動調査	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	調査対象名簿の作成の際に労働保険データを活用	<ul style="list-style-type: none">・同届は、事業単位で届け出ることとなっているため、「事業所」単位のデータを作成することが必要となる場合がある
自動車登録ファイル等	自動車輸送統計調査等	道路運送車両法	自動車登録ファイルを用いて調査対象を抽出	

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(2) 調査事項の代替

行政記録情報等の名称	統計調査名	根拠法令	具体的な活用方法	備考
出生の届書等	人口動態調査	戸籍法等	出生等の届書の情報を基に調査票を作成	・戸籍法に基づく各届書に、人口動態調査に利用することを明記
医療施設の開設等の届出	医療施設調査	医療法等	届出情報を基に都道府県等において調査票を作成	
農業生産法人、認定農業者等に関する行政記録情報	農林業センサス	農地法等	調査事項の一部代替	
建築着工等届出	建築着工統計調査	建築基準法	届出情報を基に調査票を作成	・建築基準法第15条第2項第4項において、都道府県知事は届出を基に建築統計を作成することが規定
輸出入申告情報	港湾調査	関税法等	調査事項の一部代替及び内容確認	・事前に報告者の同意を得るとともに、経費負担が必要

3 行政記録情報等を活用している統計調査

(3) 欠測値補完、審査での活用等

行政記録情報等の名称	統計調査名	根拠法令	具体的な活用方法	活用にあたっての留意点
住民基本台帳	国勢調査	住民基本台帳法	氏名等の調査事項に空欄があった場合に活用	・個人情報保護条例による手続等が必要となる場合がある
有価証券報告書	法人企業統計調査	金融商品取引法	提出された調査票の数値チェック等に活用	・年次別調査において活用 (四半期報告書は連結情報のための)
雇用保険適用事業所設置届等	毎月勤労統計調査	雇用保険法施行規則	母集団労働者数の補正に活用	